

第7号議案

「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編（対象実需給年度：2024年度）」の策定および公表について（案）

容量市場における実需給期間中のペナルティ・容量確保契約金額対応業務に関して、業務規程第32条の5の規定に基づき、当該業務における事業者の具体的な手順等を定めた「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編（対象実需給年度：2024年度）」を策定及び公表する。

なお、本マニュアルの策定にあたっては、業務規程第6条第1項の規定に基づき、2023年8月10日（木）から2023年9月8日（金）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映している。

〈参考 業務規程〉

（容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

以上

別紙1：「容量市場業務マニュアル 実需給期間中ペナルティ・容量確保契約金額対応編（対象実需給年度：2024年度）」

別紙2：「容量市場業務マニュアル 実需給期間中ペナルティ・容量確保契約金額対応編（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙3：本機関ホームページでの公表イメージ

容量市場業務マニュアル（対象実需給年度：2024年度）「ペナルティ・容量確保契約金額対応編」「容量拠出金対応編」の公表、および「リクワイアメント対応編」に係る意見募集に対する本機関回答の一部先行公表について

容量市場  
業務マニュアル  
実需給期間中  
ペナルティ・容量確保契約金額対応編  
(対象実需給年度：2024 年度)

2023 年 10 月 25 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

## (変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2023年10月25日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成	7
1.2	本業務の対象となる事業者	7
第2章	ペナルティ・容量確保契約金額対応	8
2.1	経済的ペナルティの確認手続	9
2.2	容量確保契約金額の確認手続	19
2.3	支払通知書・請求書の確認手続	28
2.4	支払通知書に基づく入金の確認手続	40
2.5	請求書に基づく支払	44
Appendix.1	図表一覧	47
Appendix.2	業務手順全体図	49

## 第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給期間中ペナルティ・容量確保契約金額対応編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは容量市場に参加する事業者が実施する手順のうち、対象年度2024年度の容量市場において実需給期間中にペナルティ・容量確保契約金額対応として実施すべき業務について、必要な手順や容量市場システム<sup>1</sup>の操作方法<sup>2</sup>が記載されています。

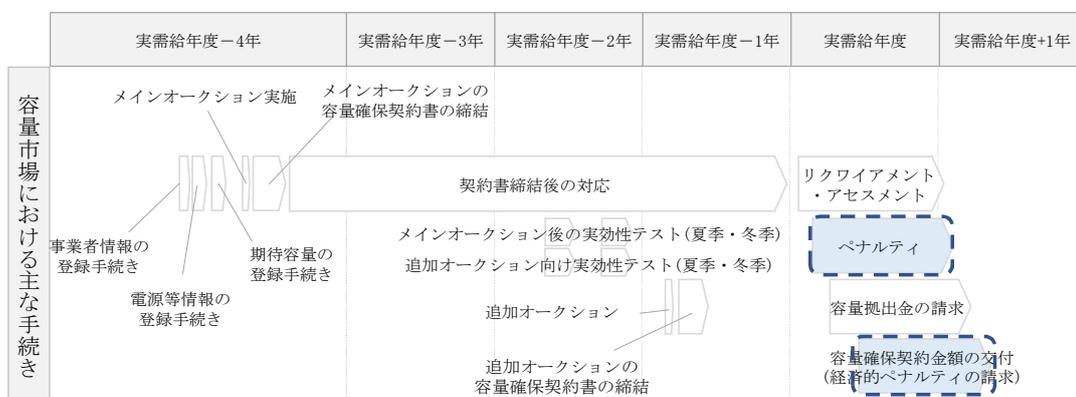


図 1-1 ペナルティ・容量確保契約金額対応業務の位置づけ

ペナルティ・容量確保契約金額対応業務は、主に下記業務から構成されます（図 1-2 参照）。

<sup>1</sup> 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

<sup>2</sup> 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

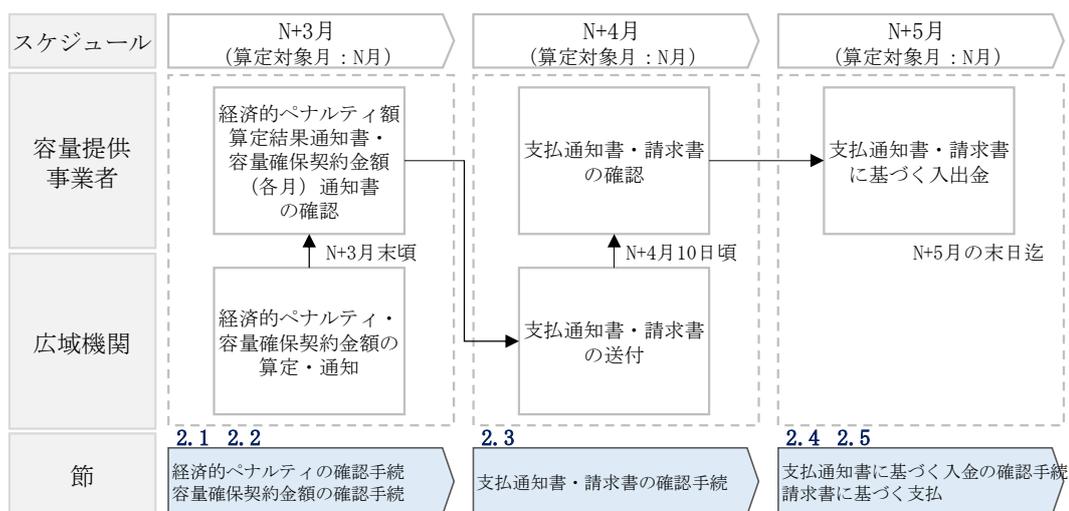


図 1-2 ペナルティ・容量確保契約金額対応業務の全体像

また、算定対象月を N 月とした場合の、月次のペナルティ・容量確保契約金額対応業務のスケジュールは、以下の通りとなります（表 1-1 参照）。

表 1-1 通知書・支払通知書・請求書の発行スケジュール

項目	時期	概要
容量確保契約金額（各月） 通知書の発行	N+3 月末頃に発行	各月に支払われる金額を通知します。
経済的ペナルティ額 算定結果通知書の発行	N+3 月末頃に発行	経済的ペナルティ額を通知します。
容量確保契約金額（各月） > 経済的ペナルティ額の場合		
項目	時期	概要
支払通知書の発行	N+4 月の 10 日頃	本機関が容量提供事業者に支払う金額を通知します。
容量確保契約金額の交付	N+5 月末日まで	事業者情報に登録されている銀行口座に対して、本機関から支払を実施します。
容量確保契約金額（各月） < 経済的ペナルティ額の場合		
項目	時期	概要
請求書の発行	N+4 月の 10 日頃	本機関から容量提供事業者に請求する金額を通知します。
経済的ペナルティの支払	N+5 月末日まで	容量提供事業者は、請求書に記載されている金額を、本機関が指定する銀行口座に支払ってください。

具体的なペナルティ・容量確保契約金額対応業務に関しては第 2 章に記載しておりますが、本章で説明する以下の 1.1～1.2 も確認してください。

#### 1.1 本業務マニュアルの構成

#### 1.2 本業務の対象となる事業者

## 1.1 本業務マニュアルの構成

ペナルティ・容量確保契約金額に係る確認手続や支払通知書・請求書の確認手続、入出金業務については第2章を参照してください（図 1-3 参照）。



図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

## 1.2 本業務の対象となる事業者

本業務の対象となる事業者は、対象年度 2024 年度の実需給期間において契約を締結している容量提供事業者となります。

## 第2章 ペナルティ・容量確保契約金額対応

本章では、実需給期間中のペナルティ・容量確保契約金額対応に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

- 2.1 経済的ペナルティの確認手続
- 2.2 容量確保契約金額の確認手続
- 2.3 支払通知書・請求書の確認手続
- 2.4 支払通知書に基づく入金の確認手続
- 2.5 請求書に基づく支払

### 第2章

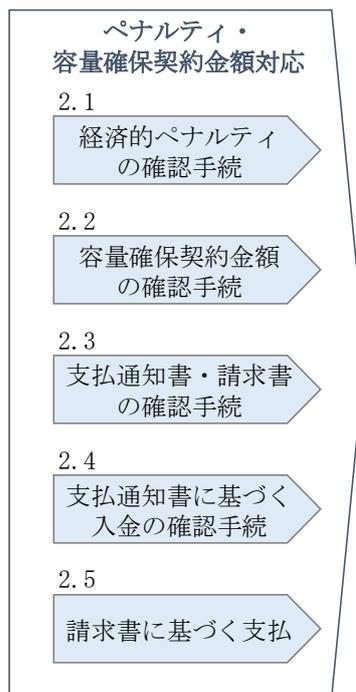


図 2-1 第2章の構成

## 2.1 経済的ペナルティの確認手続

本節では、経済的ペナルティの確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

- 2.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認
- 2.1.2 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立
- 2.1.3 経済的ペナルティ額の再算定結果の確認

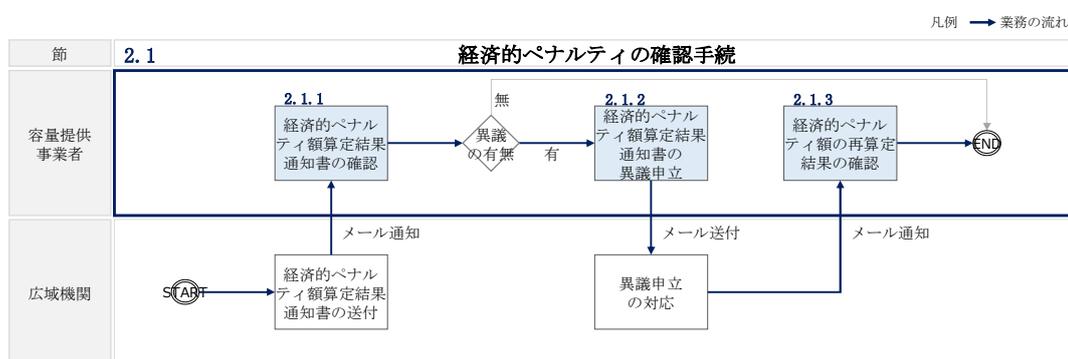


図 2-2 経済的ペナルティの確認手続の詳細構成

### 2.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認

本項では、本機関から発行された経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認について手順を説明します（図 2-3 参照）。

#### 2.1.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書内容の確認

##### 2.1.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認

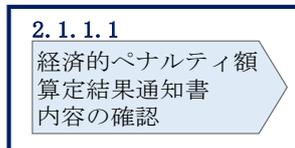


図 2-3 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認の手順

#### 2.1.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書内容の確認

本機関が容量市場システムにて経済的ペナルティ額算定結果通知書を発行後、事業者  
 に経済的ペナルティ額算定結果通知書が発行された旨のメールが送付されます（表  
 2-1 参照）。事業者はメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、経済的ペナル

ティ額算定結果通知書の帳票の内容を確認してください（図 2-4、表 2-2 参照）。なお、経済的ペナルティ額算定結果通知書は、電源等情報単位で作成されます。

容量市場システムの折り畳みメニュー「ペナルティ」の「経済的ペナルティ管理」をクリックして、「経済的ペナルティ額一覧画面」へ進んでください。

「経済的ペナルティ額一覧画面」にて、「算定対象年度<sup>3</sup>」と「算定対象年月<sup>4</sup>」を入力し、また「最新回次<sup>5</sup>切替」に「最新回次のみ表示」を入力し、「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果が表示されますので、複数の電源を保持する場合は全電源分のレコードの「選択」チェックボックスにチェックを付けて「通知書取得」ボタンをクリックすることで、経済的ペナルティ額算定結果通知書の PDF ファイルが出力されます。

出力した経済的ペナルティ額算定結果通知書の PDF ファイルの内容を確認してください（図 2-4、表 2-2 参照）。

---

<sup>3</sup> 年度での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は暦年とは異なるため注意してください（実需給年度2024年度1月の場合、2024と入力）。

<sup>4</sup> 年の指定は年度ではなく暦年での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は入力に注意してください（実需給年度2024年度1月の場合、2025/1と入力）。

<sup>5</sup> 最新回次とは、容量市場システムに登録された算定諸元や容量市場システム内で算定されたアセスメント算定結果のうち、同一条件の範囲内で最も直近に登録または算定されたものを意味します。そのため、同一の実需給年月に複数回の登録や算定が実施された場合は、検索画面上で最新回次を指定して検索を実施してください。

表 2-1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の発行通知メール内容<sup>6</sup>

項目	内容
件名	【容量市場システム】経済的ペナルティ額算定結果通知書発行の通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>以下の電源等識別番号の経済的ペナルティ額通知書を発行しました。ご確認お願いいたします。</p> <p>【実需給年度】 YYYY</p> <p>【算定対象年月】 YYYY/MM</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

<sup>6</sup> 各帳票の発行に係る通知メールは、容量市場システムに登録されているメールアドレスに送付いたします。

**経済的ペナルティ額算定結果通知書**

○○○○株式会社 事業者コード：1001	御中	通知書番号：FP2025090000001-02 通知日：○○年○月○日 電力広域的運営推進機関 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15 問い合わせ先 部署：○○部 電話番号：○○-○○○○-○○○○ E-Mail：××××@occto.or.jp	
-------------------------	----	---	--

件名：○○年度○月の経済的ペナルティ額算定結果につきまして

1. アセスメント結果に基づく経済的ペナルティ額

○○年度○月 経済的ペナルティ額【円】(税抜)	2,113
①+②	

2. リクワイアメントごとのアセスメント結果に基づく経済的ペナルティ額

【安定電源】	リクワイアメント未達成コマ/量	経済的ペナルティ額【円】
供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	3,200	4,400
発電余力の卸電力取引所等への入札におけるリクワイアメント未達成量	300	10
電気の供給指示への対応におけるリクワイアメント未達成量	400	14
【変動電源(単独)】	リクワイアメント未達成コマ/量	経済的ペナルティ額【円】
供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	-	-
【変動電源(アグリゲート)】	リクワイアメント未達成コマ/量	経済的ペナルティ額【円】
供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	-	-
【発動指令電源】	リクワイアメント未達成コマ/量	経済的ペナルティ額【円】
発動指令への対応におけるリクワイアメント未達成量	-	-
経済的ペナルティ額【円】 計 ①		4,424

3. 経済的ペナルティ額の調整

・上限による調整	
月間上限による減額【円】	-2,411
年間上限による減額【円】	0
・その他	
調整額【円】	100
調整額【円】 計(上限による調整+その他) ②	-2,311

備考

4. 契約情報

契約番号	10000001
事業者コード	1001
参加登録申請者名	○○○○株式会社
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等識別番号	1000000001
電源等の名称	○○○○発電所
契約単価【円/kw】	1,111
容量確保契約容量【kw】	10,001
容量確保契約金額【円】	11,000

※経済的ペナルティ額算定結果に異議がある場合は、本様票の通知メール受信から5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。  
 ※契約内容の詳細は契約書等に記載の契約情報を参照してください。  
 ※経済的ペナルティ情報の詳細は経済的ペナルティ額詳細画面を参照してください。

図 2-4 経済的ペナルティ額算定結果通知書のサンプルイメージ

表 2-2 経済的ペナルティ額算定結果通知書の記載項目と確認観点

ID	記載項目	確認観点
1	通知書番号	-
2	通知日	-
3	事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4	事業者コード	

ID	記載項目	確認観点
5	実需給年度算定対象月	対象の実需給年度・算定対象月であることを確認してください
6	経済的ペナルティ額[円] (税抜) ①+②	以下の経済的ペナルティ額[円]計①と調整額[円]計②を合計した金額と一致していることを確認してください
7	【安定電源】供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と一致していることを確認してください
8	【安定電源】発電余力の卸電力取引所等への入札におけるリクワイアメント未達成交量	
9	【安定電源】電気の供給指示への対応におけるリクワイアメント未達成交量	
10	【変動電源 (単独)】供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	
11	【変動電源 (アグリゲート)】供給力の維持におけるリクワイアメント未達成コマ	
12	【発動指令電源】発動指令への対応におけるリクワイアメント未達成交量	
13	【安定電源】供給力の維持における経済的ペナルティ額[円]	
14	【安定電源】発電余力の卸電力取引所等への入札における経済的ペナルティ額[円]	
15	【安定電源】電気の供給指示への対応における経済的ペナルティ額[円]	
16	【変動電源 (単独)】供給力の維持における経済的ペナルティ額[円]	
17	【変動電源 (アグリゲート)】供給力の維持における経済的ペナルティ額[円]	
18	【発動指令電源】発動指令への対応における経済的ペナルティ額[円]	
19	経済的ペナルティ額[円] 計 ①	リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果に基づく経済的ペナルティ額の合計と一致していることを確認してください

ID	記載項目	確認観点
20	上限による調整 <sup>7</sup> 月間上限による減額[円]	月間上限や年間上限による調整額が正しいことを確認してください
21	上限による調整 年間上限による減額[円]	
22	その他 調整額[円]	記載内容を確認してください
23	調整額[円] 計（上限による調整+その他） ②	上限による調整額とその他調整額の合計と一致していることを確認してください
24	備考	記載内容を確認してください
25	契約番号	契約情報が正しいことを確認してください
26	事業者コード	
27	参加登録申請者名	
28	容量を提供する電源等の区分	
29	電源等識別番号	
30	電源等の名称	
31	契約単価[円/kW]	
32	容量確保契約容量[kW]	
33	容量確保契約金額[円]	

### 2.1.2 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立

本項では、本機関から発行された経済的ペナルティ額算定結果通知書の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-5 参照）。

#### 2.1.2.1 異議申立メールの送付

#### 2.1.2.2 再検討内容メールの確認

<sup>7</sup> 実需給期間中の経済的ペナルティの上限については、容量確保契約約款第 20 条を参照してください。

### 2.1.2 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立



図 2-5 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立の手順

#### 2.1.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された経済的ペナルティ額算定結果通知書に対して、経済的ペナルティ額算定結果通知書発行通知を受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-3 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

#### <参考> 容量確保契約約款抜粋

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

表 2-3 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） <sup>8</sup> 】 経済的ペナルティ額算定結果通知書に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知書番号</li> <li>・ 事業者コード</li> <li>・ 実需給年度</li> <li>・ 算定対象月</li> <li>・ 契約番号</li> <li>・ 参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）</li> <li>・ 電源等識別番号</li> <li>・ 電源等の名称</li> <li>・ 異議申立の内容<sup>9</sup></li> </ul>

### 2.1.2.2 再検討内容メールの確認

経済的ペナルティ額算定結果通知書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（表 2-4 参照）。

経済的ペナルティ額の変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou\_jushin@occto.or.jp

<sup>8</sup> 自身の事業者コードを記入してください。

<sup>9</sup> アセスメント結果に対する異議については、異議申立の受付期間は終了しているため、リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果に対する異議は受理されません。

表 2-4 経済的ペナルティ額算定結果通知書の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】経済的ペナルティ額算定結果通知書 に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<p>異議申立による経済的ペナルティ額算定結果通知書の再検討内容に対する確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的ペナルティ額算定結果通知書の再検討内容に対する確認結果を文章で記載</li> </ul> <p>例) 異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。</p> <p>以下、異議申立メールの記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書番号</li> <li>・事業者コード</li> <li>・実需給年度</li> <li>・算定対象月</li> <li>・契約番号</li> <li>・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）</li> <li>・電源等識別番号</li> <li>・電源等の名称</li> <li>・異議申立の内容</li> </ul>

### 2.1.3 経済的ペナルティ額の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する経済的ペナルティ額の再算定結果の確認について手順を説明します（図 2-6 参照）。

#### 2.1.3.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の再発行内容の確認

### 2.1.3 経済的ペナルティ額の再算定結果の確認

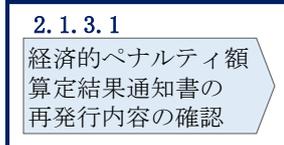


図 2-6 経済的ペナルティ額の再算定結果の確認の手順

#### 2.1.3.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で経済的ペナルティ額算定結果通知書を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、再発行された経済的ペナルティ額算定結果通知書の帳票の内容を確認してください。

再発行された経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認方法は『2.1.1.1 経済的ペナルティ額算定結果通知書内容の確認』を参照してください。

## 2.2 容量確保契約金額の確認手続

本節では、容量確保契約金額の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-7 参照）。

- 2.2.1 容量確保契約金額（各月）通知書の確認
- 2.2.2 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立
- 2.2.3 容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認

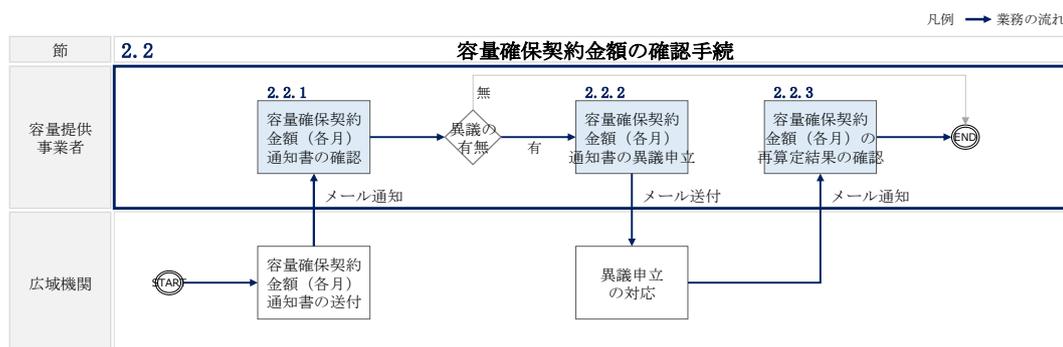


図 2-7 容量確保契約金額の確認手続の詳細構成

### 2.2.1 容量確保契約金額（各月）通知書の確認

本項では、本機関から発行された容量確保契約金額（各月）通知書の確認について手順を説明します（図 2-8 参照）。

#### 2.2.1.1 容量確保契約金額（各月）通知書内容の確認

#### 2.2.1 容量確保契約金額（各月）通知書の確認

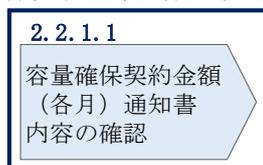


図 2-8 容量確保契約金額（各月）通知書の確認の手順

#### 2.2.1.1 容量確保契約金額（各月）通知書内容の確認

本機関が容量市場システムにて容量確保契約金額（各月）通知書を発行後、事業者に容量確保契約金額（各月）通知書が発行された旨のメールが送付されます（表 2-5 参

照)。事業者はメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、容量確保契約金額（各月）通知書の帳票の内容を確認してください（図 2-9、表 2-6 参照）。

容量市場システムの折り畳みメニュー「容量確保契約金額対応」の「交付額管理」をクリックして、「容量確保契約金額（各月）算定結果一覧画面」へ進んでください。

「容量確保契約金額（各月）算定結果一覧画面」にて、「算定対象年度<sup>10</sup>」と「算定対象月<sup>11</sup>」を入力し、また「最新回次切替」の「最新回次のみ表示」チェックボックスにチェックを付け、「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果が表示されますので、複数の電源を保持する場合は全電源分のレコードの「選択」チェックボックスにチェックを付けて「算定通知書ダウンロード」ボタンをクリックすることで、容量確保契約金額（各月）通知書の PDF ファイルが出力されます。

出力した容量確保契約金額（各月）通知書の PDF ファイルの内容を確認してください（図 2-9、表 2-6 参照）。

---

<sup>10</sup> 年度での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は暦年とは異なるため注意してください（実需給年度2024年度1月の場合、2024と入力）。

<sup>11</sup> 年の指定は年度ではなく暦年での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は入力に注意してください（実需給年度2024年度1月の場合、2025/1と入力）。

表 2-5 容量確保契約金額（各月）通知書の発行通知メール内容

項目	内容
件名	【容量市場システム】容量確保契約金額（各月）算定結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>容量確保契約金額の算定を完了しました。ご確認をお願いいたします。</p> <p><b>【事業者コード】</b> XXXX</p> <p><b>【事業者名】</b> XXXX</p> <p><b>【電源等識別番号】</b> XXXXXXXXXX</p> <p><b>【電源等の名称】</b> XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

### 容量確保契約金額(各月)通知書

通知書番号 : CN2025030000006-01  
 通知日 : ○○年○月○日

株式会社容量○○○

事業者コード: H021

御中

電力広域的運営推進機関  
 〒135-0061  
 東京都江東区豊洲6-2-15  
 問い合わせ先  
 部署 : ○○部  
 電話番号 : ○○-○○○○-○○○○  
 E-Mail : x x x x @occto.or.jp

件名: ○○年度○月 容量確保契約金額(各月)につきまして

1. 容量確保契約金額(各月)

○○年度○月 容量確保契約金額(各月) [円] (税抜) 100,000

容量確保契約金額(各月)(調整前) [円]	100,000
調整額 [円]	0
リリースオークション交付額・請求額 [円]	0

備考

2. 契約情報

契約番号	0000000035
事業者コード	H021
参加登録申請者名	株式会社容量○○○
容量を提供する電源等の区分	変動電源 (アグリゲート)
電源等識別番号	0000000021
電源等の名称	○○○○発電所
契約単価 [円/kw]	1,500
容量確保契約容量 [kw]	1,000
容量確保契約金額 [円]	120,000

※容量確保契約金額(各月)に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。  
 ※契約内容の詳細は契約書等に記載の契約情報をご参照ください。  
 ※容量確保契約金額(各月)情報の詳細は容量確保契約金額(各月)変更画面を参照してください。

図 2-9 容量確保契約金額 (各月) 通知書のサンプルイメージ

表 2-6 容量確保契約金額（各月）通知書の記載項目と確認観点

ID	記載項目	確認観点
1	通知書番号	-
2	通知日	-
3	事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4	事業者コード	
5	実需給年度算定対象月	対象の実需給年度・算定対象月であることを確認してください
6	容量確保契約金額（各月）[円]（税抜）	契約情報をもとに算出された金額と調整額を合計した金額と一致していることを確認してください
7	容量確保契約金額（各月）（調整前）[円]	契約情報をもとに金額が算出されていることを確認してください
8	調整額[円]	記載内容を確認してください
9	リリースオークション交付額・請求額[円]	記載内容を確認してください
10	備考	記載内容を確認してください
11	契約番号	契約情報が正しいことを確認してください
12	事業者コード	
13	参加登録申請者名	
14	容量を提供する電源等の区分	
15	電源等識別番号	
16	電源等の名称	
17	契約単価[円/kW]	
18	容量確保契約容量[kW]	
19	容量確保契約金額[円]	

### 2.2.2 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立

本項では、本機関から発行された容量確保契約金額（各月）通知書の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-10 参照）。

#### 2.2.2.1 異議申立メールの送付

#### 2.2.2.2 再検討内容メールの確認

### 2.2.2 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立

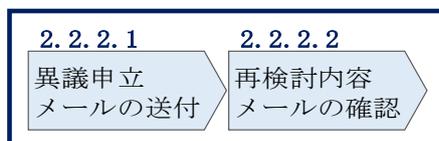


図 2-10 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立の手順

#### 2.2.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量確保契約金額（各月）通知書に対して、容量確保契約金額（各月）通知書発行通知を受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-7 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

#### <参考>容量確保契約約款抜粋

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

表 2-7 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） <sup>12</sup> 】容量確保契約金額（各月）通知書 に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知書番号</li> <li>・ 事業者コード</li> <li>・ 実需給年度</li> <li>・ 算定対象月</li> <li>・ 契約番号</li> <li>・ 参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）</li> <li>・ 電源等識別番号</li> <li>・ 電源等の名称</li> <li>・ 異議申立の内容</li> </ul>

### 2.2.2.2 再検討内容メールの確認

容量確保契約金額（各月）通知書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（表 2-8 参照）。

容量確保契約金額の変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou\_jushin@occto.or.jp

<sup>12</sup> 自身の事業者コードを記入してください。

表 2-8 容量確保契約金額（各月）通知書の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】容量確保契約金額（各月）通知書に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<p>異議申立による容量確保契約金額（各月）通知書の再検討内容に対する確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容量確保契約金額（各月）通知書の再検討内容に対する確認結果を文章で記載</li> </ul> <p>例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。</p> <p>以下、異議申立メールの記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書番号</li> <li>・事業者コード</li> <li>・実需給年度</li> <li>・算定対象月</li> <li>・契約番号</li> <li>・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）</li> <li>・電源等識別番号</li> <li>・電源等の名称</li> <li>・異議申立の内容</li> </ul>

### 2.2.3 容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認について手順を説明します（図 2-11 参照）。

#### 2.2.3.1 容量確保契約金額（各月）通知書の再発行内容の確認

### 2.2.3 容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認

#### 2.2.3.1

容量確保契約金額  
（各月）通知書の  
再発行内容の確認

図 2-11 容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認の手順

**2.2.3.1 容量確保契約金額（各月）通知書の再発行内容の確認**

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で容量確保契約金額（各月）通知書を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、再発行された容量確保契約金額（各月）通知書の帳票の内容を確認してください。

再発行された容量確保契約金額（各月）通知書の確認方法は『2.2.1.1 容量確保契約金額（各月）通知書内容の確認』を参照してください。

## 2.3 支払通知書・請求書の確認手続

本節では、支払通知書・請求書の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-12 参照）。

- 2.3.1 支払通知書・請求書の確認
- 2.3.2 支払通知書・請求書の異議申立
- 2.3.3 支払通知書・請求書の再検討結果の確認

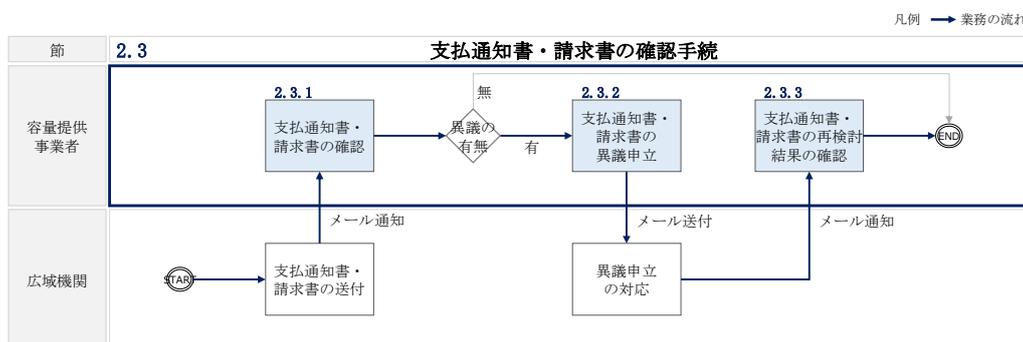


図 2-12 支払通知書・請求書の確認手続の詳細構成

### 2.3.1 支払通知書・請求書の確認

本項では、本機関から発行された支払通知書および請求書の確認について手順を説明します（図 2-13 参照）。

#### 2.3.1.1 支払通知書・請求書内容の確認

#### 2.3.1 支払通知書・請求書の確認

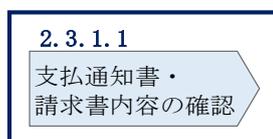


図 2-13 支払通知書・請求書の確認の手順

#### 2.3.1.1 支払通知書・請求書内容の確認

本機関が容量市場システムにて支払通知書または請求書を発行後、事業者には支払通知書または請求書が発行された旨のメールが送付されます（表 2-9、表 2-10 参照）。事業者はメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、支払通知書または請求書の

帳票の内容を確認してください（図 2-14、図 2-15、図 2-16、図 2-17、表 2-11 参照）。

なお、算定対象月において、容量確保契約金額（各月）が経済的ペナルティ額を上回る場合は支払通知書を、容量確保契約金額（各月）が経済的ペナルティ額を下回る場合は請求書を、本機関から発行することになります。

容量市場システムの折り畳みメニュー「容量拠出金対応・容量確保契約金額対応共通」の「支払通知・請求書管理」をクリックして、「容量確保契約金額支払通知書・請求書一覧画面」へ進んでください。

「容量確保契約金額支払通知書・請求書一覧画面」にて、「算定対象年度<sup>13</sup>」と「算定対象月<sup>14</sup>」を入力し、また「最新回次切替」の「最新回次のみ表示」チェックボックスにチェックを付け、「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果が表示されますので、対象レコードの「選択」チェックボックスにチェックを付けて「支払通知書/請求書ダウンロード」ボタンをクリックすることで、支払通知書または請求書の PDF ファイルが出力されます。

出力した支払通知書または請求書の PDF ファイルの内容を確認してください（図 2-14、図 2-15、図 2-16、図 2-17、表 2-11 参照）。

---

<sup>13</sup> 年度での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は暦年とは異なるため注意してください（実需給年度 2024 年度 1 月の場合、2024 と入力）。

<sup>14</sup> 年の指定は年度ではなく暦年での入力が必要なため、年度内で年を跨ぐ1月から3月は入力に注意してください（実需給年度 2024 年度 1 月の場合、2025/1 と入力）。

表 2-9 支払通知書の発行通知メール内容

項目	内容
件名	【容量市場システム】支払通知書発行の通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>支払通知書を発行しました。ご確認をお願いいたします。</p> <p><b>【事業者コード】</b> XXXX</p> <p><b>【事業者名】</b> XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

表 2-10 請求書の発行通知メール内容

項目	内容
件名	【容量市場システム】請求書発行の通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>請求書を発行しました。ご確認をお願いいたします。</p> <p><b>【事業者コード】</b> XXXX</p> <p><b>【事業者名】</b> XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>



支払通知書(明細)

支払通知書番号 : PN2024041000001-01  
 支払通知書発行日 : ○○年○月○日

支払情報

No.	実需給年度・対象月	電源等識別番号	電源等の名称※1	税抜金額(円)	税区分	備考
	取引年月日	通知書番号	取引対象			
1	2024年度04月分	0000000001	○○○○発電所	¥10,000	10%	
	2024/04/01-2024/04/30	CN2024040000001-01	容量確保契約金額			

請求情報

No.	実需給年度・対象月	電源等識別番号	電源等の名称※1	税抜金額(円)	税区分	備考
	取引年月日	通知書番号	取引対象			
2	2024年度04月分	0000000001	○○○○発電所	¥-500	10%	
	2024/04/01-2024/04/30	FP2024040000001-01	経済的ペナルティ-実需給期間中※2			
3	2025年度	0000000001	○○○○発電所	¥-500	10%	
	2024/04/10	XZ20240400-1	経済的ペナルティ-契約解除※2			

※1: 電源等の名称は先頭の一部のみを表示している場合があります

※2: 実需給年度欄の年度の容量確保契約金額の返還

※3: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティ

※4: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティの返金

支払情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥10,000	¥1,000	¥11,000
合計金額	¥10,000	¥1,000	¥11,000

請求情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥-1,000	¥-100	¥-1,100
合計金額	¥-1,000	¥-100	¥-1,100

合計	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥9,000	¥900	¥9,900
合計金額	¥9,000	¥900	¥9,900

図 2-15 支払通知書のサンプルイメージ(明細)



請求書(明細)

請求書番号 : E12024041000004-03  
 請求書発行日 : ○○年○月○日

請求情報

No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額(円)	税区分	備考
1	2024年度04月分	0000000004	○○○○発電所	¥5,000	8%	
	2024/04/01-2024/04/30	FP2024040000004-01	経済的ペナルティ-実需給期間中※2			
2	2024年度04月分	0000000004	○○○○発電所	¥5,000	不課税	
	2024/04/01-2024/04/30	FP2024040000004-01	経済的ペナルティ-実需給期間中超過分			

支払情報

No.	実需給年度・対象月 取引年月日	電源等識別番号 通知書番号	電源等の名称※1 取引対象	税抜金額(円)	税区分	備考
3	2024年度04月分	0000000004	○○○○発電所	¥-1,000	8%	
	2024/04/01-2024/04/30	CN2024040000004-01	容量確保契約金額			

- ※1: 電源等の名称は先頭の一部のみを表示している場合があります
- ※2: 実需給年度欄の年度の容量確保契約金額の返還
- ※3: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティ
- ※4: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティの返金

請求情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥5,000	-	¥5,000
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥5,000	¥500	¥5,500
合計金額	¥10,000	¥500	¥10,500

支払情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥-1,000	¥-100	¥-1,100
合計金額	¥-1,000	¥-100	¥-1,100

合計	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥5,000	-	¥5,000
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥4,000	¥400	¥4,400
合計金額	¥9,000	¥400	¥9,400

図 2-17 請求書のサンプルイメージ(明細)

表 2-11 支払通知書・請求書の記載項目と確認観点

ID	ページ	記載項目	確認観点
1	本紙	支払通知書番号または請求書番号	-
2		支払通知書発行日または請求書発行日	-
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4		事業者コード	
5		事業者登録番号	適格請求書発行事業者として登録している番号と相違ないことを確認してください
6		件名	記載内容を確認してください
7		支払金額(税込)または請求金額(税込)	明細における各電源の経済的ペナルティ額と容量確保契約金額(各月)をすべて足し合わせた額であることを確認してください

ID	ページ	記載項目	確認観点	
			※経済的ペナルティ額、容量確保契約金額（各月）の算定においては、電源等識別番号単位で1円未満の端数を切捨てます	
8		支払期日または振込期日	記載内容を確認してください	
9		備考	記載内容を確認してください	
10	明細	実需給年度・対象月	対象の実需給年度・対象月や取引年月日であることを確認してください	
11		取引年月日		
12		電源等識別番号	保有する全ての電源分の明細があることを確認してください  また、通知済みの経済的ペナルティ額算定結果通知書・容量確保契約金額（各月）通知書の内容と一致していることを確認してください	
13		通知書番号		
14		電源等の名称		
15		取引対象		
16		税抜金額（円）		
17		税区分		記載内容を確認してください
18		備考		
19		合計金額欄		明細の右下に記載されている請求情報・支払情報・それら合計に対応する各合計金額が正しいことを確認してください

### 2.3.2 支払通知書・請求書の異議申立

本項では、本機関から発行された支払通知書または請求書の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-18 参照）。

#### 2.3.2.1 異議申立メールの送付

#### 2.3.2.2 再検討内容メールの確認

### 2.3.2 支払通知書・請求書の異議申立

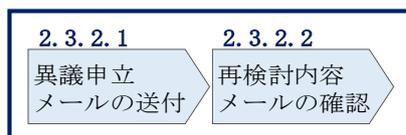


図 2-18 支払通知書・請求書の異議申立の手順

### 2.3.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された支払通知書または請求書に対して、発行通知を受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-12 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

#### <参考>容量確保契約約款抜粋

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

表 2-12 支払通知書および請求書の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） <sup>15</sup> 】支払通知書（または請求書） <sup>16</sup> に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払通知書番号（または請求書番号）</li> <li>・事業者コード</li> <li>・実需給年度・対象月</li> <li>・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）</li> <li>・契約番号</li> <li>・異議申立の内容<sup>17</sup></li> </ul>

<sup>15</sup> 自身の事業者コードを記入してください。

<sup>16</sup> いずれの帳票に対する異議申立であるか、該当する帳票名のみを選択して記載してください。

<sup>17</sup> 容量確保契約金額（各月）および経済的ペナルティ額の算定結果に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの算定結果と不一致がある場合のみ異議は受理されます。

### 2.3.2.2 再検討内容メールの確認

支払通知書または請求書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載のうえ、本機関が異議申立内容の検討結果メールの中で指定した確認期日以内にメールを送信してください（表 2-13 参照）。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou\_jushin@occto.or.jp

表 2-13 支払通知書および請求書の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】支払通知書（または請求書）に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<p>支払通知書（または請求書）<sup>18</sup>の再検討内容に対する確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払通知書（または請求書）の再検討内容に対する確認結果を文章で記載</li> </ul> <p>例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。</p> <p>以下、異議申立メールの記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払通知書番号（または請求書番号）</li> <li>・事業者コード</li> <li>・実需給年度・対象月</li> <li>・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）</li> <li>・契約番号</li> <li>・異議申立の内容</li> </ul>

<sup>18</sup> いずれの帳票に対する異議申立であるか、該当する帳票名のみを選択して記載してください。

### 2.3.3 支払通知書・請求書の再検討結果の確認

本項では、異議申立に対する支払通知書および請求書の再検討結果の確認について手順を説明します（図 2-19 参照）。なお、支払通知書および請求書の内容に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

#### 2.3.3.1 支払通知書・請求書の再発行内容の確認

#### 2.3.3 支払通知書・請求書の再検討結果の確認

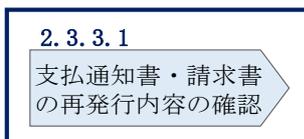


図 2-19 支払通知書・請求書の再検討結果の確認の手順

#### 2.3.3.1 支払通知書・請求書の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で支払通知書または請求書を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、容量市場システムにアクセスし、再発行された支払通知書または請求書の帳票の内容を確認してください。

再発行された支払通知書または請求書の確認方法は『2.3.1.1 支払通知書・請求書内容の確認』を参照してください。

## 2.4 支払通知書に基づく入金の確認手続

本節では、支払通知書に基づく入金の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-20 参照）。

### 2.4.1 入金額の確認

#### 2.4.2 入金額に対する異議申立

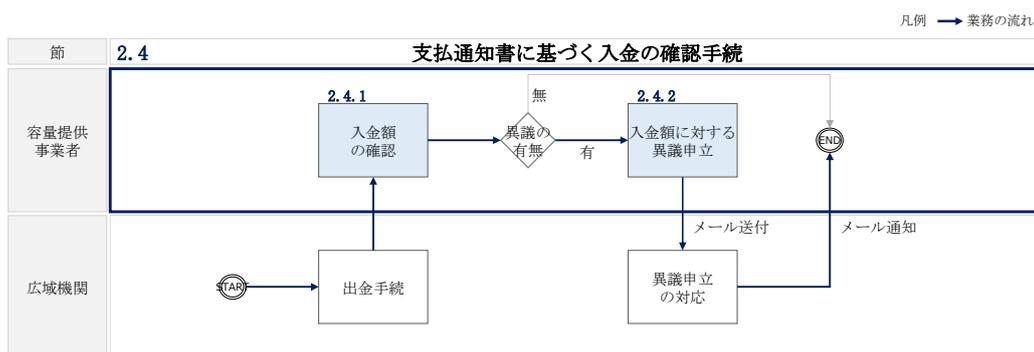


図 2-20 支払通知書に基づく入金の確認手続の詳細構成

### 2.4.1 入金額の確認

本項では、本機関から振込された入金額の確認について手順を説明します（図 2-21 参照）。

#### 2.4.1.1 振込金額の確認

#### 2.4.1 入金額の確認



図 2-21 入金額の確認の手順

#### 2.4.1.1 振込金額の確認

事前に送付されている支払通知書に記載の入金額を踏まえ、本機関からの入金額が正しい金額となっているかを確認してください。なお、本機関からの入金額については、振込手数料分が差し引かれた金額となっていることにご留意ください。

## 2.4.2 入金額に対する異議申立

本項では、本機関から振込された入金額に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-22 参照）。

### 2.4.2.1 異議申立メールの送付

### 2.4.2.2 再検討結果の内容の確認

### 2.4.2 入金額に対する異議申立



図 2-22 入金額に対する異議申立の手順

### 2.4.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から振込された入金額に対して、入金日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-14 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、8/31（水）に振込された場合、9/6（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

#### <参考>容量確保契約約款抜粋

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

表 2-14 容量確保契約金額の振込金額の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） <sup>19</sup> 】容量確保契約金額の振込金額に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払通知書番号</li> <li>・事業者コード</li> <li>・実需給年度</li> <li>・対象月</li> <li>・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）</li> <li>・契約番号</li> <li>・異議申立の内容<sup>20</sup></li> </ul>

#### 2.4.2.2 再検討結果の内容の確認

振込金額に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで必要事項を本文に記載のうえ、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（表 2-15 参照）。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou\_jushin@occto.or.jp

<sup>19</sup> 自身の事業者コードを記入してください。

<sup>20</sup> 容量確保契約金額の支払通知書に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの支払予定額から事業者負担の振込手数料を差し引いた金額と実際の振込金額に不一致がある場合のみ異議は受理されます。

表 2-15 容量確保契約金額の振込金額の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】容量確保契約金額の振込金額に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<p>異議申立による容量確保契約金額の振込金額の再検討内容に対する確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容量確保契約金額の振込金額の再検討内容に対する確認結果を文章で記載</li> </ul> <p>例) 異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。</p> <p>以下、異議申立メールの記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払通知書番号</li> <li>・事業者コード</li> <li>・実需給年度</li> <li>・対象月</li> <li>・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）</li> <li>・契約番号</li> <li>・異議申立の内容</li> </ul>

## 2.5 請求書に基づく支払

本節では、請求書に基づく本機関への支払について、以下の流れで説明します（図 2-23 参照）。

### 2.5.1 指定口座への振込

#### 2.5.2 支払不足の確認

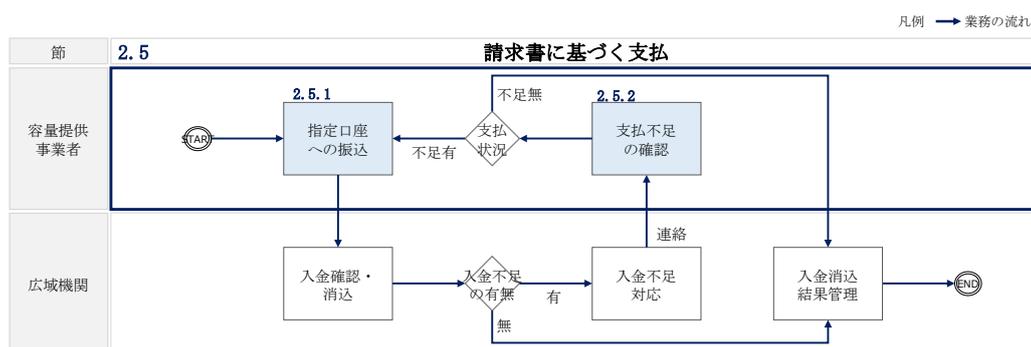


図 2-23 請求書に基づく支払の詳細構成

### 2.5.1 指定口座への振込

本項では、指定口座への請求額の振込について手順を説明します（図 2-24 参照）。

#### 2.5.1.1 振込の実施

#### 2.5.1 指定口座への振込



図 2-24 指定口座への振込の手順

#### 2.5.1.1 振込の実施

事業者は、請求書記載内容をもとに、請求額の振込手続を行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

また、振込人名（カナ）は以下の通りに記載してください。

- ・振込人名：事業者コード（4桁）＋空白1文字＋法人略称＋事業者名（カナ）

- ・法人略称は、金融機関口座カナ名義と同様の略称としてください
  - ・ただし、事業名称（協同組合等）については、法人略称は不要です
- 例) 株式会社電力広域的運営推進機関（事業者コード：1234）の場合  
振込人名：1234 カ)デンリョクコウイテキョウエイシシカン
- 例) 電力広域的運営推進機関協同組合（事業者コード：5678）の場合  
振込人名：5678 デンリョクコウイテキョウエイシシカンキョウトウクミアイ

※事業者のシステム等の都合により、上記の振込人名の設定ができない場合は、容量市場システムに登録されている会社名（カナ）を振込人名に記載ください。ただし、振込人名に法人形態の記載は必須ではないですが、法人形態を記載する場合は金融機関口座振込時の略称ルールに従ってください。

例えば、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）が「アイウエオ」または「アイウエオカブシキカイシャ」の場合、振込人名は「アイウエオ」または「アイウエオカ」としてください。

## 2.5.2 支払不足の確認

本項では、支払不足の確認について、以下の流れで説明します（図 2-25 参照）。

### 2.5.2.1 支払不足に対する対応策の確認

## 2.5.2 支払不足の確認

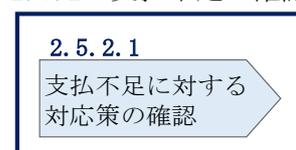


図 2-25 支払不足の確認の手順

### 2.5.2.1 支払不足に対する対応策の確認

請求額に対して事業者からの振込額に不足があった場合は、本機関より支払不足が発生している旨を電話またはメールで連絡しますので、支払状況を確認のうえ、支払不足に対する対応案を本機関と合意してください。合意した内容はメールにて送信されますので、内容を確認してください。

入金不足に伴う追加支払の対応が必要な場合は、不足額分の振込の手続を行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

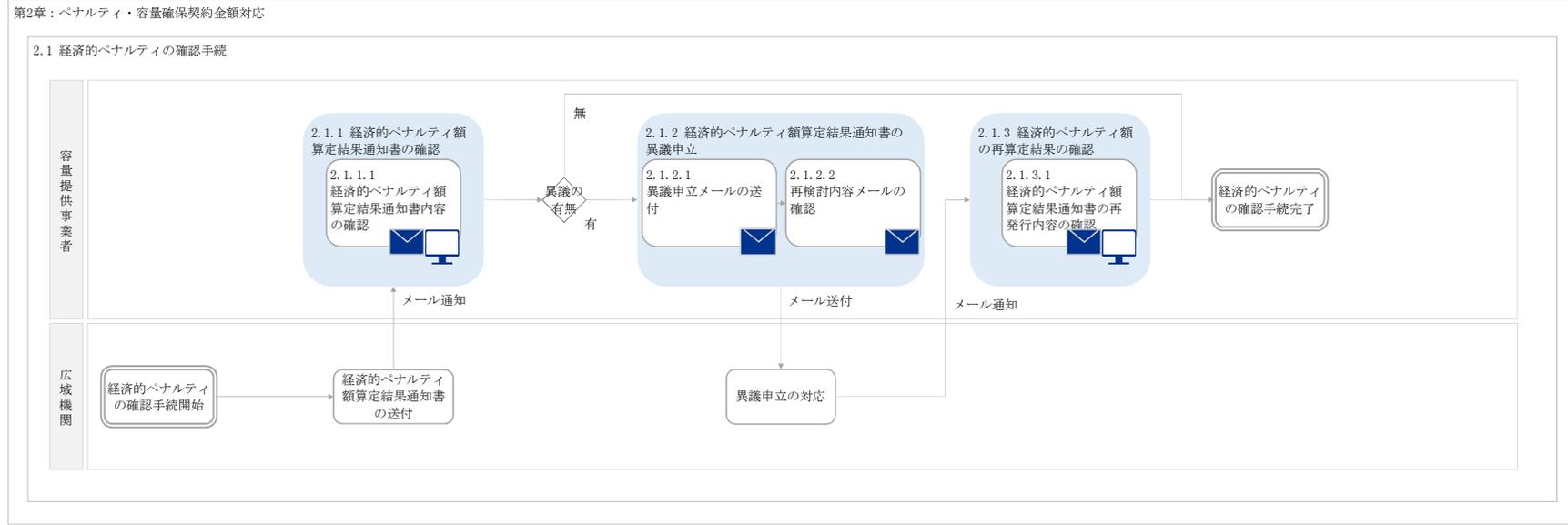
## Appendix.1 図表一覧

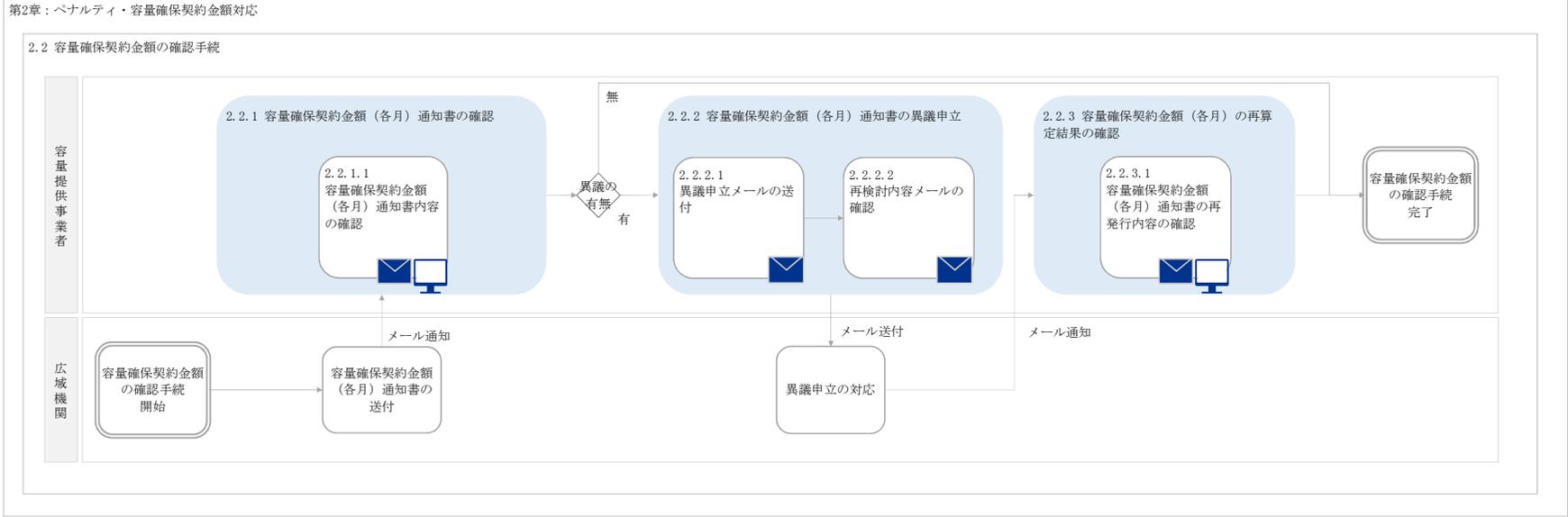
図 1-1 ペナルティ・容量確保契約金額対応業務の位置づけ	4
図 1-2 ペナルティ・容量確保契約金額対応業務の全体像	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）	7
図 2-1 第2章の構成	8
図 2-2 経済的ペナルティの確認手続の詳細構成	9
図 2-3 経済的ペナルティ額算定結果通知書の確認の手順	9
図 2-4 経済的ペナルティ額算定結果通知書のサンプルイメージ	12
図 2-5 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立の手順	15
図 2-6 経済的ペナルティ額の再算定結果の確認の手順	18
図 2-7 容量確保契約金額の確認手続の詳細構成	19
図 2-8 容量確保契約金額（各月）通知書の確認の手順	19
図 2-9 容量確保契約金額（各月）通知書のサンプルイメージ	22
図 2-10 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立の手順	24
図 2-11 容量確保契約金額（各月）の再算定結果の確認の手順	27
図 2-12 支払通知書・請求書の確認手続の詳細構成	28
図 2-13 支払通知書・請求書の確認の手順	28
図 2-14 支払通知書のサンプルイメージ（本紙）	32
図 2-15 支払通知書のサンプルイメージ（明細）	33
図 2-16 請求書のサンプルイメージ（本紙）	34
図 2-17 請求書のサンプルイメージ（明細）	35
図 2-18 支払通知書・請求書の異議申立の手順	36
図 2-19 支払通知書・請求書の再検討結果の確認の手順	39
図 2-20 支払通知書に基づく入金の確認手続の詳細構成	40
図 2-21 入金額の確認の手順	40
図 2-22 入金額に対する異議申立の手順	41
図 2-23 請求書に基づく支払の詳細構成	44
図 2-24 指定口座への振込の手順	44
図 2-25 支払不足の確認の手順	45

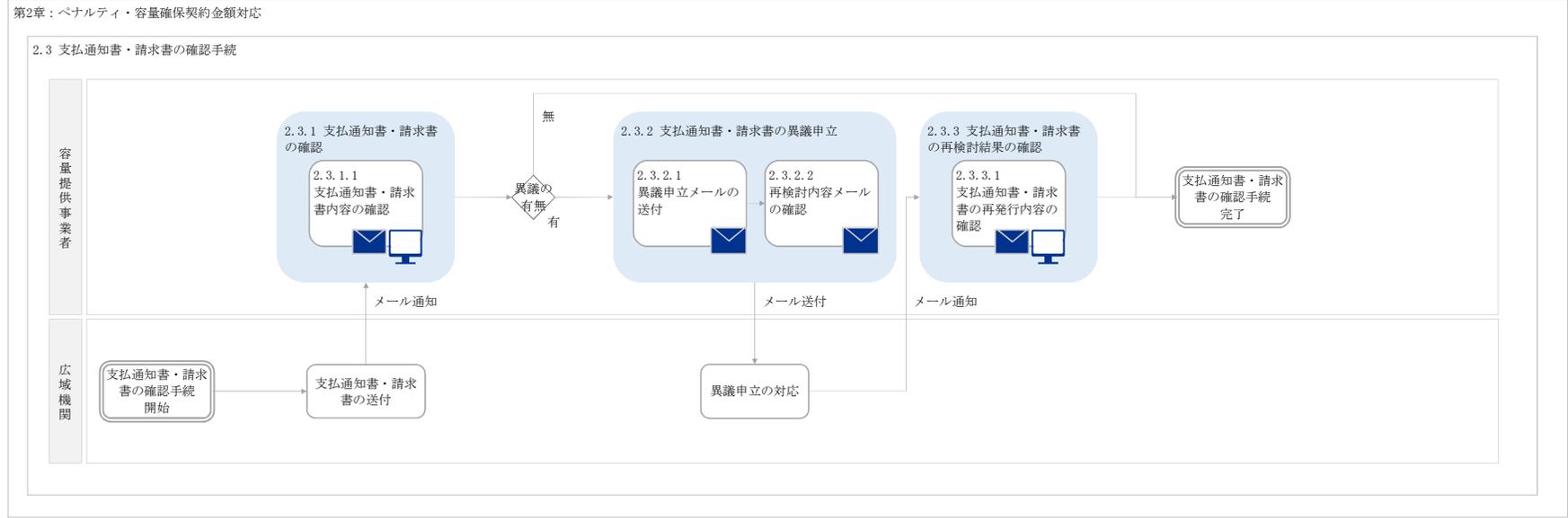
表 1-1 通知書・支払通知書・請求書の発行スケジュール.....	6
表 2-1 経済的ペナルティ額算定結果通知書の発行通知メール内容 .....	11
表 2-2 経済的ペナルティ額算定結果通知書の記載項目と確認観点 .....	12
表 2-3 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立メール内容 .....	16
表 2-4 経済的ペナルティ額算定結果通知書の再検討内容の確認結果メール内容 ...	17
表 2-5 容量確保契約金額（各月）通知書の発行通知メール内容 .....	21
表 2-6 容量確保契約金額（各月）通知書の記載項目と確認観点 .....	23
表 2-7 容量確保契約金額（各月）通知書の異議申立メール内容 .....	25
表 2-8 容量確保契約金額（各月）通知書の再検討内容の確認結果メール内容 .....	26
表 2-9 支払通知書の発行通知メール内容 .....	30
表 2-10 請求書の発行通知メール内容 .....	31
表 2-11 支払通知書・請求書の記載項目と確認観点 .....	35
表 2-12 支払通知書および請求書の異議申立メール内容 .....	37
表 2-13 支払通知書および請求書の再検討内容の確認結果メール内容 .....	38
表 2-14 容量確保契約金額の振込金額の異議申立メール内容 .....	42
表 2-15 容量確保契約金額の振込金額の再検討内容の確認結果メール内容 .....	43

## Appendix.2 業務手順全体図

業務手順全体図については、別紙（「容量市場業務マニュアル\_実需給期間中ペナルティ・容量確保契約金額対応編\_Appendix\_業務手順全体図」）参照のこと

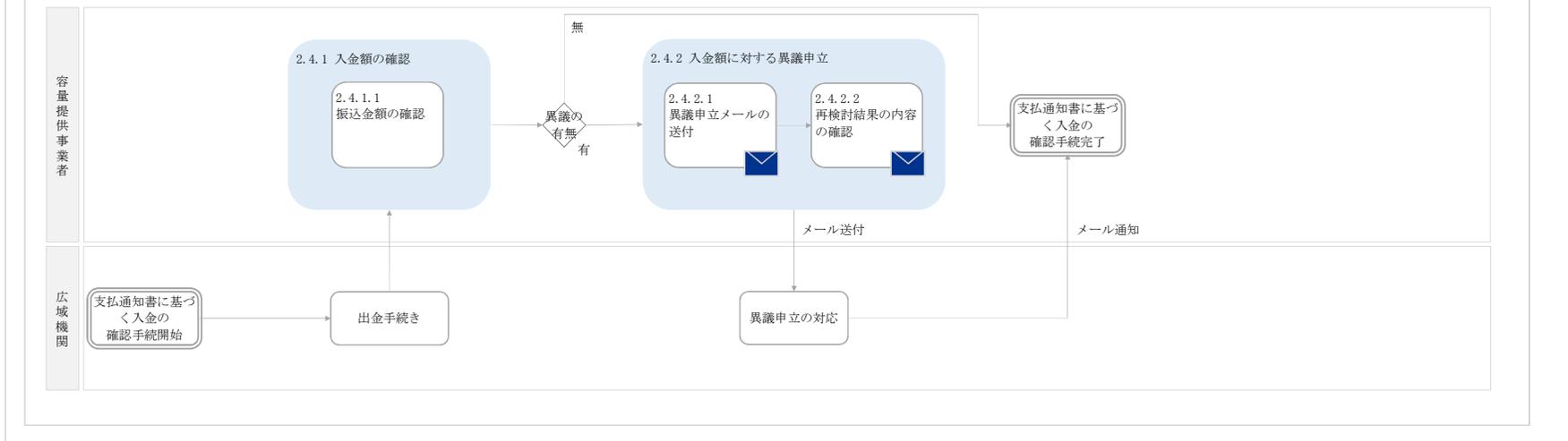






第2章：ペナルティ・容量確保契約金額対応

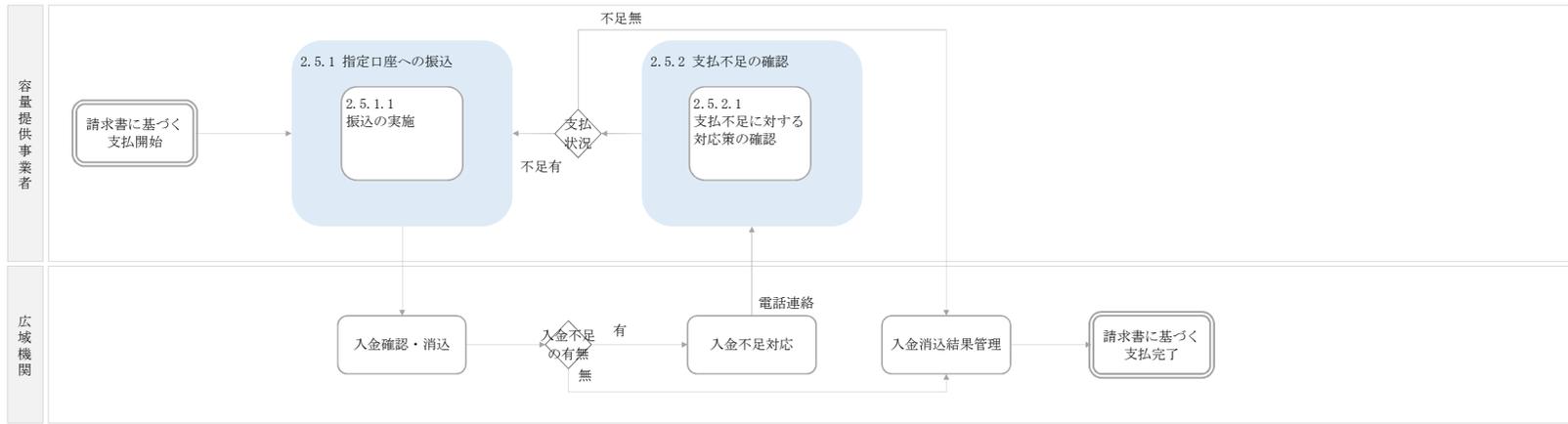
2.4 支払通知書に基づく入金の確認手続





第2章：ペナルティ・容量確保契約金額対応

2.5 請求書に基づく支払



## 「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編（対象実需給年度：2024年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	5	N+3月（算定対象月：N月） 経済的ペナルティ・容量確保契約金額の算定・通知 ・ペナルティ金額について、社内の収支見通しで翌月に概算収支だけでも把握出来ないかという課題が御座います。何か、容量提供事業者側で、翌月にペナルティ金額を把握（算出）できる手段はありませんでしょうか。（概算収支として見直し額を把握するためです）。	実需給期間中の経済的ペナルティ額の算定式や考え方は募集要綱・約款・説明会などでご説明してきておりますので、事業者様にて概算いただけますようお願いいたします。 ・容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度） ・容量確保契約約款 ・容量市場 実務説明会（ペナルティ・容量確保契約金額対応）（対象実需給年度：2024年度）の説明資料を参照ください。
2	6	事業者へのペナルティ請求につき、各月の支払額以上のペナルティとなった場合に請求となっているが、これを次月以降の支払金額から相殺することに変更いただけないでしょうか。事業者および広域機関間で相互に金銭のやり取りが発生することになり、送金プロセスが煩雑になると考えるため。また請求書の発行はN+4月のため、次月以降の相殺であっても2月程度の次月支払額の見通しがたち、想定が可能と推測するため。	発生した経済的ペナルティに関して、対象月分については適時にお支払いいただく取扱いと考えております。頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	6	ペナルティ算定結果の速報値を事前に開示いただくことはできないか（例えばリクワイアメントの確認時点において概算値を開示いただくなど）。	各算定結果における概算・速報値などの開示の予定はございません。 実需給期間中の経済的ペナルティ額の算定式や考え方は募集要綱・約款・説明会などでご説明してきておりますので、事業者様にて概算いただけますようお願いいたします。 ・容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度） ・容量確保契約約款 ・容量市場 実務説明会（ペナルティ・容量確保契約金額対応）（対象実需給年度：2024年度）の説明資料を参照ください。
4	10	『容量市場システムの折り畳みメニュー「ペナルティ」の「経済的ペナルティ管理」をクリックして、「経済的ペナルティ 額一覧画面」へ進んでください』とあり、2024年4月から容量市場システムが更新されると記載御座いましたが、4月からのシステム改修では、使い方が分からず、混乱すると想定されます。プロトタイプの容量市場システムなどは早期に公開は不可でしょうか。	容量市場システムの実需給期間向け機能について、2024年4月の運用開始に先立ち、2023年度内に容量提供事業者様を対象に、システム操作に関する参加者テストを予定しております。
5	11	表2-1 経済的ペナルティ額算定結果通知書 の発行通知メール内容におきまして 貴機関からのメールは、予め決まった人が受領するのでしょうか。もし、決まっているのであればご記載をお願いできませんでしょうか（異議申立・再検討内容メール含む）。	各帳票の発行に係る通知メールは、容量市場システムに登録されているメールアドレスに送付いたします。 業務マニュアルにおいても追記いたします。
6	12	容量市場システムに登録し、経済的ペナルティ額算定結果通知書を受領すると御座いますが、アセスメント諸元から具体的にどのようにペナルティを算定するか、計算ロジックを具体例を挙げて頂き、記載頂けませんでしょうか。	実需給期間中の経済的ペナルティ額の算定式や考え方は募集要綱・約款・説明会などでご説明してきております。 ・容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度） ・容量確保契約約款 ・容量市場 実務説明会（ペナルティ・容量確保契約金額対応）（対象実需給年度：2024年度）の説明資料を参照ください。
7	15	異議申立の期限をメール受領から10営業日に変更いただきたい。内容の精査に時間を要する可能性があるため。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
8	15	異議申立メールの送信は、5営業日とありますが、受付時間帯の設定はあるのでしょうか。もし、時間帯の設定御座いましたら、記載願えませんでしょうか。	異議申立メールについて、5営業日以内としており、受付時間帯の設定はございません。
9	16	<表2-3 経済的ペナルティ額算定結果通知書の異議申立メール内容> 本文記載事項ー・異議申立の内容の注記に御座います、「8 アセスメント結果に対する異議については、異議申立の受付期間は終了しているため、リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果と不一致がある場合のみ異議は受理されます。」につきまして、 詳しい解説を含め記載頂けませんでしょうか（可能でしたら、具体例（どのような内容）などを挙げて解説頂けますと幸いです）。	経済的ペナルティ額算定結果通知書が送付されるタイミングでは、リクワイアメント対応業務におけるアセスメント結果に対する異議申立のプロセスは既に終了しているため、当該アセスメント結果に対する異議は受理されません。ご指摘を踏まえて業務マニュアルの記載を明確化いたします。 【修正後】 「アセスメント結果に対する異議については、異議申立の受付期間は終了しているため、リクワイアメント対応業務で通知済みのアセスメント結果に対する異議は受理されません。」
10	32	支払通知書及び明細には振込手数料の記載がなく、また、容量提供事業者が振込手数料を負担の場合、通帳に記載されるのは振込額から振込手数料を差し引いた着金額のみとなり、いずれにも振込手数料額が明示されていないこととなる。この場合の振込手数料に係るインボイス対応はどのようにすべきか示していただきたい。	インボイス対応に関する詳細の内容につきましては、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（平成30年6月（令和5年10月改訂）国税庁軽減税率・インボイス制度対応室）」をご参照ください。 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf</a> 本機関は、振込手数料について、上記Q & Aの間29に記載のあります「売手が振込手数料相当額を売上値引きとする場合」の「振込手数料相当額は1万円未満」に該当する認識しており、適格返還請求書の交付は省略可能と考えております。
11	34	容量確保契約金の算定結果通知書、ペナルティ算定結果通知書は事業者コード1つにつき1枚発行されますが、それぞれの電源における小数点以下の金額は、どのように処理されるでしょうか。端数処理は事業者毎のペナルティと確保契約金がすべて合算されるまで行われないと理解でよいでしょうか。	経済的ペナルティ額、容量確保契約金額の算定に係る端数処理について追記しました。 経済的ペナルティ額、容量確保契約金額（毎月）の算定においては、電源等識別番号単位で1円未満の端数を切捨てます。
12	35	表2-11のIDSに記載の「事業者登録番号」について、現状では貴機関にお伝えしていないと認識。今後、支払通知書・請求書の発行までに、どのような方法でお伝えすることになるのか。	頂いたご意見の内容に関しては別途お知らせいたします。
13	36	異議申立の期限をメール受領から10営業日に変更いただきたい。内容の精査に時間を要する可能性があるため。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
14	41	異議申立の期限をメール受領から10営業日に変更いただきたい。内容の精査に時間を要する可能性があるため。	頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
15	41	入金日から5営業日以内であれば、異議申立可とありますが、支払通知書等に入金予定日の記載があるのでしょうか。 仮に具体的な入金日が分からない中で、5営業日以内の確認を求めると、期限が短過ぎるのではないのでしょうか。	支払通知書に「支払期日」の項目があり、本機関からの支払期日が記載されます。 ・P32：図2-14 支払通知書のサンプルイメージ（本紙） ・P36：表2-11 支払通知書・請求書の記載項目と確認観点 を参照ください。
16	44	2.5.1.1 振込の実施 ペナルティを支払う際、振込人名義に指定がありますが、当社システム上設定ができない場合の扱いについてご教えてください。また、事業者コードは容量市場システムで使用される事業者コードを使用することで問題ないでしょうか。	事業者のシステム等の都合により、振込人名義の設定ができない場合の対応について業務マニュアルに追記しました。
17	-	経済ペナルティ額算定結果通知書は電源識別番号の数だけ発行され、支払通知書および請求書は正負に依りどちらか1通発行される認識でよいのか。	「経済的ペナルティ額算定結果通知書」「容量確保契約金額（毎月）通知書」は電源等識別番号の単位で発行されます。1事業者が複数の電源の容量確保契約を締結している場合はそれらを合算し、容量確保契約金額（毎月）が経済的ペナルティ額を上回る場合に支払通知書が発行され、容量確保契約金額（毎月）が経済的ペナルティ額を下回る場合は請求書が発行されます。

## 容量市場業務マニュアル(対象実需給年度:2024 年度)「ペナルティ・容量確保契約金額対応編」「容量拠出金対応編」の公表、および「リクワイアメント対応編」に係る意見募集に対する本機関回答の一部先行公表について

本機関は、業務規程第 32 条の 5 の規定に基づき、対象実需給年度を 2024 年度とする容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、実需給期間中のペナルティ・容量確保契約金額、容量拠出金に関する手続きや容量市場システム等の操作方法の具体的な手順を定めた、「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編 (対象実需給年度:2024 年度)」および「容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編 (対象実需給年度:2024 年度)」を策定いたしましたので公表いたします。

また、「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源) 編 (対象実需給年度:2024 年度)」をはじめとしたリクワイアメント対応編 4 件の策定にあたり、意見募集 (意見募集期間:2023 年 8 月 10 日 (木) ~9 月 8 日 (金)) に対する本機関回答の一部 (システム入力規則等) について、事業者の円滑な実需給期間準備に資するべく、当該マニュアルの策定に先行し公表いたします。なお、当該マニュアルの意見募集に対する本機関の全件回答およびマニュアル策定の公表は 11 月下旬頃を予定しております。

詳細は、以下リンク先資料をご確認下さい。

- HP リンク先: ●[容量市場業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編 \(対象実需給年度:2024 年度\)](#)  
●[容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編 \(対象実需給年度:2024 年度\)](#)  
●[容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 \(安定電源\) 編 \(対象実需給年度:2024 年度\) \(案\)」をはじめとするリクワイアメント対応編 4 件に係る意見募集に対する本機関回答について \(一部先行公表\)](#)

### 参考 業務規程

(容量市場業務マニュアルの策定)

第 32 条の 5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル (以下「容量市場業務マニュアル」という。) を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

(以下略)